

夫婦別姓 問われた人生観



山浦善樹氏＝東京・丸の内内の事務所

「容認」の最高裁判事に聞く

夫婦別姓を認めない民法の規定を「合憲」とした昨年12月の最高裁大法廷判決で、反対意見を述べた山浦善樹・最高裁判事(70)が今夏、定年退官した。国の損害賠償責任にまで踏み込んだのは、15人の裁判官の中で1人だけだった。判断の裏にどんな思いがあったのか。法服を脱ぎ、弁護士の仕事を再開した山浦氏に思いを聞いた。

憲法24条は2人の選択に寛容

判決があった昨年12月16日。裁判長が判決を読み上げた瞬間、失望の表情を浮かべる原告や弁護士に法壇の上から声をかけたい衝動にかられた。「ここまでよく頑張ってきたね。国を相手に闘って、家庭でも職場でもつらい思いをしたでしょう。あなたは多くの人を勇気づけましたよ」

昨年12月の最高裁大法廷判決

「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定めた民法750条が、法の下での平等を定めた憲法14条や、結婚での両性の平等を定めた憲法24条などに違反するか。最高裁大法廷は初めて判断を示し、「家族の呼称を一つに定めるのは合理的だ」として合憲と結論づけた。

一方、女性に離婚後6カ月間の再婚禁止期間を設けた民法733条の規定についても同時に審理。妊娠していた場合に子の父親の推定が重なる「100日を超える部分」は違憲としたが、禁止期間を設けることは「子の身分の安定」などを理由に合憲とした。

他方で大法廷は、選択的夫婦別姓について「合理性がないと断ずるものではない」と指摘。「国会で論ぜられ、判断されるべきだ」と国会での議論を促した。

だが、その後も議論は進んでいない。民進など野党4党は今年5月、選択的夫婦別姓の導入を盛り込んだ民法改正案を衆院に提出したが、継続審議に。最高裁が違憲とした「再婚禁止期間の短縮」だけを実現する与党案が可決され、6月1日に成立した。

損害賠償責任も認めた。

昨年春ごろ、大法廷で審理が始まった時には、心は「別姓容認」に決まっていた。「戦後70年たって、ようやく日本でも男女の問題が最高裁で論じられることになった。ここで譲れば、自分の人生は何だったのかと問われることになる」

審理の間、頭に何度も浮かんだのは、小学生のころに歌った守屋浩の二十四条知ってるかいだ。なんてたって お父さん 僕 はあの娘が好きなんだ(中略) 結婚するのは両性の 合意によって 決まるのさ お父さんたら 知らないの 憲法二十四条を 「戦前と違って、戦後の僕らの時代の結婚は、どんな問題も二人

だけで決めていくんだ、と思ったもんですよ。憲法は、結婚する二人の希望で、同姓でも別姓でも、自由に選べる寛容な心を持っていく。『別姓を認めないこと』を求めているとは考えられない」

終戦の1年後、長野県の山間の町に長男として生まれた。父は出稼ぎ。母は女工。食べるのに必死で、両親とも留守がちだった家庭で、祖母は妹たちに「お兄さんの勉強中にテレビをつけてはダメ」「お兄さんが寝ている時は頭の上を歩いてはダメ」と教え込んだ。

家族観もつと議論してもいい

「夫婦同姓」の規定と同時に審理された女性の「再婚禁止期間」についても、「背景には、根深い男性優位の既成概念がある」と指摘し、制度自体を違憲とする少数意見を書いた。4年4カ月の最高裁判事生活で書いた反対意見は、この2件のほかは1件のみ。「チーム全員が全力で考え、なるべく一つの結論を導きたい」と考えてきたからだ。

だからこそ、「15人が、自分の価値観に避けられない偏りがあることに向き合い、どんな家族を憲法が望んでいるのかを突き詰めて議論してもよかったのではないか」という悔いが残る。のちに裁判官仲間「我々は人生論ではなく、憲法論をやっているんですよ」と諭されたが、「憲法論に人生観が表れるのは当たり前前のごと」と思う。

「我々はどんな社会を望むのか。憲法の価値を高めるため、立法の議論を期待するだけでなく、裁判所も、もつと考えてもいいのではないのでしょうか」

(市川美重子)